

令和 6 年度 菅原産業細倉運輸株式会社運輸安全マネジメント

(貨物自動車運送事業法第 24 条 3 項に定める輸送の安全にかかわる情報)

(取組み期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)

1. 輸送の安全に関する基本的な方針（安全方針）

常に「安全を第一」の基本理念を貫き、その実現に向けて全力で行動する。

2. 輸送の安全に関する目標と前年度達成状況

重大事故および労働災害件数

項 目	令和 5 年度実績	令和 6 年度目標
重大交通事故件数	0 件	0 件
重大労働災害件数	0 件	0 件

3. 輸送の安全に関する計画（目標達成のための計画）

《引き続き継続実施する安全対策》

- ① アルコール検査、血圧測定を含む点呼の 100%執行
- ② 毎月安全懇談会の実施（第 3 土曜日）－自動車部の最重要会議－
- ③ デジタルタコグラフの設置による危険運転の管理指導と安全運転表彰
- ④ 全車バックアイカメラを設置
- ⑤ ハンドル時間厳守のため高速道路の使用区間の拡大
- ⑥ 直島、刈谷、京都等長距離便の 3 泊 4 日運行への変更
- ⑦ 点呼時、客先でのユニフォーム着用、保護具等の着用徹底
- ⑧ 睡眠時無呼吸症候群（SAS）の全運転手検査と治療の実施
- ⑨ 駐停車時の車輪止めの実施
- ⑩ 指さし呼称の実施
- ⑪ アイドリングストップ機器によるアイドリングの停止
- ⑫ 営業所出入り口のカーブミラーの設置
- ⑬ 毎月懇談会でのヒヤリハット提案の実施
- ⑭ 転倒転落防止用はしご、階段の設置および使用

《強化する安全対策》

- ① 中間点呼等電話点呼時等の遠隔地でのアルコール検査の確実な実施と必要機材の整備
- ② 全車アイドリングストップの強化（アイドリングストップ機器設置設置）

- ③ 運行管理（運転時間、休憩時間等に関する法令等）に関する知識の習得
- ④ 日常点検の徹底
- ⑤ 自動車部服務規程の制定（法令違反時の報告義務含）

4. 自動車事故報告規則第2条に規定する交通事故の統計

項目	令和5年度実績	令和6年度目標
人身事故件数	0件	0件
物損事故件数	0件	0件

菅原産業細倉運輸株式会社
代表取締役 菅原 澄